

令和5年度

P T A 総会資料

— 議 事 —

- 第1号議案 令和4年度事業報告及び承認に関する件
- 第2号議案 令和4年度決算報告及び会計監査承認に関する件
- 第3号議案 令和4年度役員改選に関する件
- 第4号議案 新役員の紹介
- 第5号議案 令和5年度事業計画承認に関する件
- 第6号議案 令和5年度予算案承認に関する件

令和4年度 蓮田南中学校PTA事業報告

全 体	PTA総会(4/23)
本 部	本部委員会(3回) 常任委員会(2回) 他校連絡会議 青少年健全育成推進委員会への出席(1回) 学校保健委員会への出席 市P連副会長として 市P連へ参加 市P連関連行事への参加【総会、研修会、会長会 他】
広 報	広報紙 122号・123号・124号発行 委員会(7回) 各学年の取材活動
バザー文教	バザー運営(11/12) 委員会(1回) 制服等リサイクル品の回収及び保管状況の確認(月1回) 学校保健委員会への出席
給 食	物資検討委員会(6回) 委員会(1回) 学校清掃
校外安全	校外安全パトロール(7月、9月、10月、11月) 運動会自転車整理(9/10) 雅楽谷の森フェスティバルでの献血協力
交通安全 母の会	街頭啓発(4回) 高齢者世帯訪問 運動会自転車整理(9/10) やさしさいきいきフェスティバルへの協力 蓮田マラソンへの協力 交通安全母の会行事の参加【総会・理事会・役員会】
卒業対策 3年生	学校への卒業記念品贈呈、生徒への卒業記念品贈呈、謝辞依頼

※ 取り消し線は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止

令和4年度 蓮田南中学校PTA会計決算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	増 減	摘 要
会費	1,353,600	1,340,400	△ 13,200	生徒・教職員(300円×12ヶ月×人数)
繰越金	360,000	254,247	△ 105,753	
雑収入	0	4	4	利息4円
合計	1,713,600	1,594,651	△ 118,949	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	残 額	摘 要
1. 運営費	110,000	33,200	△ 76,800	
1)事務費	5,000	0	△ 5,000	事務用品費
2)旅費	30,000	1,200	△ 28,800	役員派遣等旅費
3)慶弔費	50,000	32,000	△ 18,000	慶弔関係
4)渉外費	25,000	0	△ 25,000	市P連活動費
2. 事業費	455,000	337,833	△ 117,167	
1)行事費	70,000	46,000	△ 24,000	総会準備費
2)活動費	50,000	9,833	△ 40,167	各委員会活動費
3)広報発行費	285,000	282,000	△ 3,000	広報紙代
4)芸術鑑賞費	50,000	0	△ 50,000	
3. 教育奨励費	980,000	921,089	△ 58,911	
1)学校行事費	250,000	246,492	△ 3,508	学校行事補助
2)教育環境整備費	320,000	286,668	△ 33,332	環境美化・校内整備補助
3)図書整備費	130,000	129,953	△ 47	図書室整備補助
4)進路対策費	60,000	50,000	△ 10,000	進路対策補助
5)保健衛生費	50,000	37,976	△ 12,024	保健関係費
6)育成会補助	170,000	170,000	0	部活動育成会補助
4. 負担金	150,000	111,470	△ 38,530	市P連負担金・団体保険料
5. 予備費	18,600	0	△ 18,600	予備費
合計	1,713,600	1,403,592	△ 310,008	

3 残高の部

収入1,594,651円 支出1,403,592円 残高191,059円

残高191,059円は次年度へ繰越します。

上記のとおり、報告いたします。

蓮田市立蓮田南中学校PTA会長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和5年3月27日

蓮田市立蓮田南中学校PTA監査

蓮田市立蓮田南中学校PTA監査

令和4年度 蓮田南中学校 PTA バザー決算書

1. 収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	301,225	
バザー売上	63,600	
利息	2	
合計	364,827	

2. 支出の部

項目	金額	備考
周年記念事業積立	50,000	
備品	4,186	荷札(タグ)、衣類カバー、防虫剤他
合計	54,186	

3. 残高の部

収入		支出		残金
364,827	—	54,186	=	310,641(円)

残金 310,641 円は、令和5年度へ繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

蓮田市立蓮田南中学校バザー実行委員長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和5年3月27日

蓮田市立蓮田南中学校 PTA 監査

蓮田市立蓮田南中学校 PTA 監査

令和4年度 蓮田南中学校周年記念事業決算書

1 収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	845,616	
バザー会計より	50,000	
利息	8	
合 計	895,624	

2 支出の部

項 目	金 額	備 考
1		
2		
3		
合 計	0	

3 残高の部

収入	支出	残金
895,624	—	0
		= 895,624 (円)

残金 895,624 円は、令和5年度へ繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 会長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和5年3月27日

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 監査

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 監査

令和5年度 蓮田南中学校PTA事業計画(案)

全 体	PTA総会(4/15) バザー(11/11)
本 部	本部委員会(10回) 常任委員会(2回) 他校連絡会議 青少年健全育成推進委員会への出席(1回) 学校保健委員会への出席 市P連会長として 市P連へ参加 市P連関連行事への参加【総会、研修会、会長会 他】
広 報	広報紙 125号・126号・127号発行 委員会(7回) 各学年の取材活動
バザー文教	バザー運営 委員会(5回) ※活動内容は新型コロナウイルス感染症の影響で変わることもあります。
給 食	物資検討委員会(6回) 学校清掃
校外安全	校外安全パトロール(6月、7月、9月、10月) 委員会(3回) 運動会自転車整理(9/16) 雅楽谷の森フェスティバルでの献血協力
交通安全 母の会	街頭啓発(4回) 高齢者世帯訪問 運動会自転車整理(9/16) やさしさいきいきフェスティバルへの協力 蓮田マラソンへの協力 交通安全母の会行事の参加【総会・理事会・役員会】
卒業対策 3年生	学校への卒業記念品贈呈、生徒への卒業記念品贈呈、謝辞依頼
市P連	会議の補助 市内イベント協力

※ PTA旅費について … 市依頼の行事等に参加した場合、下記の旅費が支給されます。

(市内： 200円 ， 市外： 400円)

令和5年度 蓮田南中学校PTA会計予算書(案)

1 収入の部

(単位:円)

項 目	令和5年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
会費	1,252,800	1,353,600	△ 100,800	生徒・教職員(300円×12ヶ月×人数)
繰越金	191,059	360,000	△ 168,941	
雑収入	0	0	0	
合計	1,443,859	1,713,600	△ 269,741	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	令和5年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
1. 運営費	110,000	110,000	0	
1) 事務費	5,000	5,000	0	総会紙代等
2) 旅費	30,000	30,000	0	役員派遣等旅費
3) 慶弔費	50,000	50,000	0	慶弔関係
4) 渉外費	25,000	25,000	0	市P連活動費
2. 事業費	455,000	455,000	0	
1) 行事費	70,000	70,000	0	総会準備費・特別授業費
2) 活動費	50,000	50,000	0	各委員会活動費
3) 広報発行費	285,000	285,000	0	広報印刷代
4) 芸術鑑賞費	50,000	50,000	0	芸術鑑賞謝金等
3. 教育奨励費	720,000	980,000	△ 260,000	
1) 学校行事費	230,000	250,000	△ 20,000	学校行事補助
2) 教育環境整備費	250,000	320,000	△ 70,000	環境美化・校内整備補助
3) 図書整備費	80,000	130,000	△ 50,000	図書室整備補助
4) 進路対策費	20,000	60,000	△ 40,000	進路指導関係補助
5) 保健衛生費	40,000	50,000	△ 10,000	保健関係費
6) 育成会補助	100,000	170,000	△ 70,000	部活動育成会補助
4. 負担金	130,000	150,000	△ 20,000	市P連負担金・団体障害保険料・賠償責任保険
5. 予備費	28,859	18,600	10,259	
合計	1,443,859	1,713,600	△ 269,741	

蓮田市立蓮田南中学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、蓮田市立蓮田南中学校PTA（父母と教職員の会）と称し、事務所を同中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な健全成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) 良い父母と良い教職員となるよう努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活を補導する。
- (3) 生徒の生活環境を良くする。
- (4) 公教育費を充実することに努める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なことを行う。

(活動方針)

第4条 本会は自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会及び学校は、お互いに干渉することなく尊重しあう。
- (2) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
- (3) 特定の政党及び宗教にかたよることなく、又営利を目的とする活動は行わない。
- (4) 活動にあたって、会員の創意や意見が積極的に生かされる。

(会員)

第5条 本会の会員は、蓮田市立蓮田南中学校に在籍する生徒の父母又はそれに代わる者及び教職員とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、会費として生徒及び教職員一人につき月額300円納入する。

(役員)

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名 副会長 若干名 監査 2名 会計 2名
幹事 若干名 評議員 若干名 常任委員 若干名（各委員会の正副委員長）

(役員選出及び任務)

第8条 本会の役員選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、常任委員会と常置委員会（以下、全体役員会）で選出し、総会で承認を得、会務を総理する。
- (2) 副会長は、全体役員会で選出し、総会で承認を得、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 監査は、会長の委嘱とし、会員より選出、会計の監査にあたる。
- (4) 会計は、会長の委嘱とし、会計実務を処理する。
- (5) 幹事は、会長の委嘱とし、会務を処理する。
- (6) 評議員は、会員の中から選出し、常置委員会を構成し、会務の企画運営にあたる。
- (7) 常任委員は、常置委員会より選出、常任委員会を組織し、会務を審議決定する。
- (8) 総会の議長は、退任予定の役員をもって充てる。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は1年とし、補欠者は残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回4月又は5月に総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことができる。総会は次のことを行う。

- (1) 削除
- (2) 役員決定
- (3) 会計及び会務の報告
- (4) 予算及び決算の決定並びに承認
- (5) その他重要な事項

2 総会の事業は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(会則の改廃)

第11条の2 会則の改廃については、全体役員会の出席者の過半数で決する。

(会計)

第12条 本会の活動に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 この回の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。(役員会)

第13条 本会の役員会(会長、副会長、会計、幹事)は、必要な都度会長が召集する。また、多数役員が要求があれば開くことができる。

2 本会に常任委員会(会長、副会長、会計、幹事、各委員会の正副委員長)を設置し、本会の事業に関する事項を審議する。

(常置委員会の設置など)

第14条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために、常置委員会を置く。

(1) 常置委員会について必要な事項は別に定める。

(2) 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会については必要な事項は別に定める。

(細則)

第15条 本会の細則は役員会で定める。

付 則

(1) 本会に次の帳簿を置く。

会員名簿、記録簿、会計簿

附 則

本会の会則は、昭和55年6月4日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成3年5月17日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成5年5月15日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成9年5月15日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成20年4月12日から施行する。

蓮田市立蓮田南中学校PTA慶弔及び見舞いなどに関する規定

(転職及び退職)

第1条 教職員の転職、退職及びPTA本部の退任に際しては、記念品などを贈り、感謝の意をあらわす。

(見舞い)

第2条 生徒及び教職員が傷病などで、自宅療養1ヶ月又は入院10日以上の場合は、

金5,000円以内の見舞金を贈る。

2 会員が火災などの災害により被害のあった場合は、金5,000円以内の見舞金を贈る。

(死亡)

第3条 会員、生徒及び教職員が死亡した場合は、香典10,000円と供花をささげる。

2 教職員の配偶者、父母及び子供の場合は、金5,000円を贈る。

3 その他会長が特別に認めるもの。

(表彰規定)

第4条 本会の事業に対して、顕著な業績を収めた者及び協力者には、本会会長と学校長の連名をもって表彰する。

(付則)

第5条 特別な事情があつて、前記規定に寄りがたいと認められたときは、本部役員会で協議決定する。

ただし、緊急の場合は、会長及び副会長で協議決定し、本部役員会で報告、承認を受ける。

附 則

本会の会則は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成11年5月13日から施行する。

